

松伏町国民健康保険加入者(40歳~74歳)の方

平成21年度中に町の特定健診を受けていない方で、勤務先等で健康診断を受けた方は検査結果を 住民ほけん課窓口にお持ちください。また、郵送をご希望の方は上記にご連絡ください。

※特定健康診査・特定保健指導では、受診率等について目標値が定められています。勤務先等での 健康診断(事業主健診)を受けた方は、その検査結果等を松伏町国民健康保険に提出することに より、受診したとみなすことができます。

平成24年度における目標値	
特定健診受診率	目標 65%
特定保健指導実施率	目標 45%
メタボリックシンドロームの該当者・ 予備群 減少率	目標 10%(平成20年度比)

[※]健診を受ける人が少ないと、今後、後期高齢者医療制度への支援金が加算される 可能性があります。

こんなときは14日以内に届出を 国民健康保険 からのお知らせ

国民健康保険に加入するときや、やめるときには、14日以内に町に届出が必要となります。

国保に加入する場合

- ・職場の健康保険などをやめたとき。
- ・他の市町村から転入したとき。
- 子どもが生まれたとき。
- ・生活保護を受けなくなったとき。

国保をやめる場合

- ・職場の健康保険などに加入したとき。
- ・他の市町村に転出するとき。
- ・国保の被保険者が死亡したとき。
- ・生活保護を受けたとき。

これらの届出をする場合は、上記の事実を証明する書類と届出に来られた方の免許証、パスポー トなどの本人確認書類が必要となります。また、同一の世帯以外の方が届出をする場合は、当該世 帯主の委任状を持参してください。

> 問合せ/控除証明書専用ダイヤル 回 0570-070-117 春日部年金事務所 💷 048-737-7510 🕥



国民年金保険料は、社会保険料控除の対象になります。確定申告の際に社会保険料控除を受ける には、保険料を納めたときに交付される領収書や「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を 添付してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は社会保険庁又は日本年金機構から送付されます。

○ 送付時期

平成21年1月1日から9月30日までに国 民年金保険料を納付した方



平成21年11月上旬に社会保険庁から送 付されています

(すでに控除証明書が発送された方で、その後納付された分については領収書をお使いください。)

平成21年10月1日から12月31日まで に国民年金保険料を納付した方



平成22年2月上旬に日本年金機構から 送付されます